

短期入所療養介護(介護予防)

重要事項説明書

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 法人名 | 医療法人社団東方会 |
| (2) 法人所在地 | 富山県富山市花崎85番地 |
| (3) 電話番号 | 076-483-3311 |
| (4) 代表者 | 理事長 日置 将 |
| (5) 設立年月日 | 昭和53年9月14日 |

2. サービス施設

- | | |
|-------------|---|
| (1) 施設の種類 | 介護医療院・平成31年4月1日指定 |
| (2) 施設の目的 | 介護保険法の理念に基づき、要介護・要支援者に対し適正な短期入所療養介護(介護予防)サービスを提供することを目的とする。 |
| (3) 施設の名称 | おおやま病院介護医療院 |
| (4) 施設の所在地 | 富山県富山市花崎85番地 |
| (5) 事業所番号 | 16B0100055 |
| (6) 電話番号 | 076-483-3311 |
| (7) 管理者 | 院長 日置 将 |
| (8) 施設の運営方針 | 利用者様の心身の状況や家族の病気・冠婚葬祭・出張および家族の精神的・身体的負担の軽減を図るために一時的に入所して看護や医学的管理下における介護・機能訓練その他必要な医療を受ける必要があり、身体の状態・維持・改善が高い利用者様を対象にサービスを提供
オス |
| (9) 開設年月日 | 平成31年4月1日 |
| (10) 入所定員 | 58人 |

3. 療養室等の概要

設備の種類

設備の種類	室数	
1人部屋	2室	
2人部屋	2室	
4人部屋	13室	
合計	17室	
食堂	1室	医療病棟兼用
機能訓練室	1室	医療病棟兼用 (設備:機能訓練用階段、滑車重垂運動器、ホットパック、移動式歩行補助平行棒、肩関節輪転運動器、エアロバイク等)
浴室	2室	医療病棟兼用 (一般浴槽、椅子浴槽、特殊浴槽)
談話室	1室	医療病棟兼用

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護医療院に設置が義務づけられている施設・設備基準ですが、負担いただく費用があります。

4. 職員の配置状況

職種	指定基準(常勤換算)
医師	1.2名
看護職員	9.7名
介護職員	14.5名
介護支援専門員	1名
薬剤師	0.4名
管理栄養士	1名
理学療法士	適当数
作業療法士	適当数
言語聴覚療法士	適当数
事務職員等(その他)	適当数

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

夜間は医師1名、看護要員(看護・介護)3名の合計4名が勤務しています。

5. サービスの概要

- | | | |
|---------------|---|--|
| ① 食 | 事 | ・ 食費(第4段階の場合)1日 1,750円が必要となります。
詳細は、6.料金に記載しています。
※ 市町村の認定で変更する場合があります。
朝 食 7:30 ~ 8:30
昼 食 12:00 ~ 12:30
夕 食 18:00 ~ 18:50 |
| ② 入 | 浴 | ・ 週2回入浴していただけます。
・ 普通浴、椅子浴、機械浴があり、体の状況に応じて入浴することができます。 |
| ③ 医 | 師 | ・ 健康状態に注意し健康保持のため適切な処置を行います。 |
| ④ 介 | 護 | ・ 施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。
入浴、食事、着替え、排泄、移動等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換等 |
| ⑤ 看 | 護 | ・ 日々の健康状態を確認し、状況に応じた看護を行います。 |
| ⑥ 薬 剤 管 理 | | ・ 薬剤の服薬状況や医師からの処方薬を調剤します。 |
| ⑦ 機 能 訓 練 | | ・ 病状・心身等の状況に応じて必要な機能訓練を実施します。 |
| ⑧ 栄 養 管 理 | | ・ 心身の状態等を確認し栄養管理を行います。 |
| ⑨ 口 腔 ケ ア | | ・ 歯科医師の指導のもと職員が口腔ケアを行います。 |
| ⑩ 施設サービス計画 | | ・ 介護支援専門員が総合的なサービスの計画を作成します。 |
| ⑪ 健 康 管 理 | | ・ 医師や看護・介護職員が常時健康管理を行います。 |
| ⑫ 美 | 容 | ・ 定期的に理美容サービスを実施しております。
■ サービスを希望される場合は、業者との直接契約になります。カット1回2,500円(税込)です。他は料金表に表示しています。 |
| ⑬ レクリエーション行事 | | ・ 月 ~ 金 アソビリテーション
・ 月 1 回 レクリエーション又は行事
■ 行事によっては、1回あたり 97円(非課税)の費用がかかります。
※ 花見、七夕、クリスマス、飾り物作り、カラオケ、スポーツ、ゲーム大会、民謡鑑賞、趣味活動等 |
| ⑭ 地 域 交 流 行 事 | | ・ 地域交流として定期的にピアノコンサート等を行っています。 |

6. 料金

従来型個室の場合(食費・居住費は第4段階の場合を記載、他の段階は、下記に記載)

介護度	サービス費Ⅰ (単位)	食費 (第4段階) (円)	居住費 (第4段階) (円)	サービス 提供体制 加算Ⅰ (単位)	夜間勤務 等看護Ⅳ (単位)	療養環境 減算Ⅱ	1日当たり 自己負担額の目安(円)		
							1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	603	1,750	1,728	22	7	25	9,633	15,788	21,943
要支援2	741						11,032	18,587	26,141
要介護1	778						11,407	19,337	27,266
要介護2	893						12,574	21,669	30,765
要介護3	1,136						15,038	26,597	38,157
要介護4	1,240						16,092	28,706	41,320
要介護5	1,333						17,035	30,592	44,150

多床室の場合(食費・居住費は第4段階の場合を記載、他の段階は、下記に記載)

介護度	サービス費Ⅰ (単位)	食費 (第4段階) (円)	居住費 (第4段階) (円)	サービス 提供体制 加算Ⅰ (単位)	夜間勤務 等看護Ⅳ (単位)	療養環境 減算Ⅱ	1日当たり 自己負担額の目安(円)		
							1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	666	1,750	437	22	7	25	8,981	15,775	22,568
要支援2	827						10,613	19,040	27,466
要介護1	894						11,293	20,398	29,504
要介護2	1006						12,428	22,670	32,911
要介護3	1,250						14,903	27,618	40,334
要介護4	1,353						15,947	29,707	43,467
要介護5	1,446						16,890	31,593	46,296

但し、端数処理により多少増減致します。また上記以外に下記の届出分が料金に加わります。

段階別の個室・多床室別の食費及び居住費

単位 (円)	第1段階		第2段階		第3段階①		第3段階②		第4段階	
	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室
食費	300	300	390	390	650	650	1360	1360	1750	1750
居住費	550	0	550	430	1370	430	1370	430	1728	437

自己負担額の目安(円)

下記の項目を届出しております。また下記以外のものは、掲示板に掲載致します。	自己負担額の目安(円)		
	1割負担	2割負担	3割負担
療養食加算:8単位(疾病治療の直接手段として適切な栄養量及び内容の食事を提供した場合)	8/1回	16/1回	24/1回
介護職員等処遇改善加算Ⅱ(4.7%/月)(介護職員等の処遇改善を行い、1ヶ月の総単位数から計算致します。)			
地域区分適用地域:富山県富山市 7級地 1単位:10.14円			

※介護保険法改正により金額等が変更する場合があります。その場合、掲示板に掲載致します。

日常必要となる諸費用

1. 入院セット 1日425円(税込)

- 病衣や肌着、日用品等は、感染対策の観点から外部業者に委託しており、業者さんと直接契約になります。

7. 事故発生時の対応

- ① 事故発生時には、利用者様の生命、身体の安全を最優先に対応します。
- ② 速やかに利用者様のご家族様や必要時に市町村等に連絡を行うとともに、事故の状況を説明し、事故に至る経緯・経過・原因等を分析し事故再発防止対策を検討
- ③ サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかにおこないます。

■ 事故発生時の手順

サービス提供時に事故発生→主治医および介護支援専門員に連絡→家族および行政機関等へ連絡する。あわせて必要時に受診のため医療機関等へ連絡をす

8. 協力医療機関

協力医療機関・協力歯科医療機関として外部の医療機関において相談・診療・入院の治療等を受ける協定を結んでいます。但し、協定先で優先的に治療等が受けられるものではありません。協定先は施設内掲示に記載しています。

9. 非常災害対策

非常災害に際して必要な設備として消防法その他の法令等に規定された設備を設置します。消防計画・事業継続計画に基づき火災・自然災害・感染症対策を実施します。また、定期的に避難救助訓練、水害対策・感染症対策訓練を実施します。

10. 業務継続について

当施設では、感染や自然災害発生時において、利用者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するため非常時での早期業務再開を図るための計画を策定しています。この計画に基づき必要な研修や訓練を行っています。

11. 虐待に関する禁止事項と対応について

当施設職員による利用者様並びにご家族様への身体的・心理的・性的虐待および放棄放任を禁じます。事故発生時には、下記手順により解決に努めます。また、市町村等への連絡を行い、指導を仰ぎます。また人権擁護・虐待防止のため下記の措置を講じます。

- 虐待防止のための指針を整備し、対策等を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を行います。

- 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に開催します。

■ 虐待発見時の手順

虐待発見→上司等へ報告→担当者と内容確認→委員会にて対応検討→ご本人およびご家族様等へ報告及び行政機関に通報→再発の有無の確認

- 当院相談先 076-483-3311

対応時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時

相談窓口 (担当者) 総看護師長 佐伯 幸乃

(副担当) 介護支援専門員 酒井 陽子

12. 身体拘束等の禁止について

当施設は、介護医療院サービスの提供にあたって、入所者様または他の入所者様の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者様の行動を制限する行為を行いません。入所者様及び他の入所者様の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合に利用者様やご家族様等に承諾を得て身体的拘束を行う事があります。またその際は、必要な事項を記録しておきます。

13. ハラスメント対策について

当施設は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、適切なサービスの提供を確保するために、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

当施設は、利用者様およびそのご家族様などが職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為については、事実確認の上、改善を求め、それでも解消されない場合は、契約を解除する場合があります。

14. 苦情の受付・処理の体制について

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受付ます。担当者が不在時は、病院受付にて承り担当者に伝達します。

■ 苦情受付窓口 (担当者) 介護支援専門員 酒井 陽子
(副担当) 総看護師長 佐伯 幸乃

■ 苦情解決責任者 (責任者) 管理者 日置 将

■ 受付時間 月～金 9:00～16:00

■ 電話番号 076-483-3311

■ 処理体制・手順

苦情を受けた場合は、速やかに申立者と連絡をとり、直接事情を伺い意見要望苦情内容の確認を致します。担当者は、その内容を責任者に報告し、関係職員を加え意見要望・苦情処理に向けた検討会議を開催します。検討会議の結果をもとに責任者は、具体的な対応を指示します。また同時に再発防止に努めます。申立者からの意見要望苦情に関して行政機関等が行う調査に協力し、行政機関等からの指導・助言に従って必要な改善を行います。苦情内容等については、記録し入所者様の契約終了の日から2年間保存します。

苦情における事業所外の受付は、下記までお申し付けください。

■ 富山市福祉保健部介護保険課 富山市新桜町7番38号

電話番号 076-443-2193

■ 富山県国民健康保険団体連合会 富山市下野字豆田995番地の3

電話番号 076-431-9833

■ 富山県福祉サービス運営適正化委員会 富山市安住町5-21

電話番号 076-432-3280

